ジェッダ日本人学校（小学部及び中学部）の名称、位置及び設置者並びに立教英国学院（小学部、中学部及び高等部）の位置、平成六年文部省告示第四号（在外教育施設を認定した件）により認定したニュー・デリー日本人学校（小学部及び中学部）の名称、位置及び設置者並びにカラカス日本人学校（小学部及び中学部）及びアスンシオン日本人学校（小学部及び中学部）の位置、平成九年文部省告示第十四号（在外教育施設を認定した件）により認定したハノイ日本人学校（小学部及び中学部）の位置、平成十年文部省告示第二十四号（在外教育施設を認定した件）により認定したホーチミン日本人学校（小学部及び中学部）及び帝京ロンドン学園（高等部）の位置、平成二十年文部科学省告示第百七十九号（在外教育施設を認定した件）により認定したシラチャ日本人学校（小学部及び中学部）の位置並びに平成二十四年文部科学省告示第二十三号（在外教育施設を認定した件）により認定した如水館バンコク（高等部）の位置及び設置者について変更することを承認したので、同規程第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年七月九日

文部科学大臣　下村　博文

位置	設置者
イタリア国ローマ市	イタリア国ローマ

を

位置	設置者
イタリア国ローマ	マレイシア国ペナン

に、

位置	設置者
マレイシア国ペナン	トルコ国イスタンブール

を

位置	設置者
トルコ国イスタンブール	イスタンブル日本人会

に、

位置	設置者
バハレーン国マナーマ	スリ・ランカ国コロンボ

を

位置	設置者
バーレーン国マナーマ	マレイシア国ペナン

に、

位置	設置者
スリ・ランカ国コロンボ	スリランカ国コロンボ

を

位置	設置者
スリランカ国コロンボ	マレイシア国クアラルンプール

に、

位置	設置者
マレイシア国クアラルンプール	マレーシア国クアラルンプール

を

位置	設置者
マレーシア国クアラルンプール	アルゼンチン国ブエノスアイレス

に、

位置	設置者
アルゼンチン国ブエノスアイレス	サンホセ日本人学校（小学部及び中学部）

を

名称	位置	設置者
サンホセ日本人学校（小学部及び中学部）	コスタ・リカ国サン・ホセ	コスタ・リカ日本人会

に、

名称	位置	設置者
サン・ホセ日本人学校（小学部及び中学部）	グァテマラ国グァテマラ	グァテマラ国グァテマラ

を

名称	位置	設置者
サン・ホセ日本人学校（小学部及び中学部）	グァテマラ国グァテマラ	コロンビア国サンタ・フェ・デ・ボゴタ

に、

名称	位置	設置者
サン・ホセ日本人学校（小学部及び中学部）	コロンビア国ボゴタ	チリ国サンチャゴ

を

名称	位置	設置者
サン・ホセ日本人学校（小学部及び中学部）	チリ国サンティアゴ	コスタリカ国サンホセ

に、

名称	位置	設置者
サン・ホセ日本人学校（小学部及び中学部）	コスタリカ日本人会	リオ・デ・ジャネイロ日本人学校（小学部及び中学部）

に、

名称	位置	設置者
ブラジル国リオ・デ・ジャネイロ	リオ・デ・ジャネイロ日本人子弟教育会	リオデジャネイロ日本人学校（小学部及び中学部）

を

名称	位置	設置者
ブラジル国リオデジャネイロ	リオデジャネイロ日本人子弟教育会	リオデジャネイロ日本人学校（小学部及び中学部）

に、

名称	位置	設置者
スペイン国マドリード	チェッコ・スロヴァキア国プラハ	チェッコ日本人会

に、

名称	位置	設置者
インド国ニューデリー	ニューデリー日本人学校（小学部及び中学部）	デリー日本人会

に、

名称	位置	設置者
ベルギー国ブラッセル	ジェッダ日本人学校（小学部及び中学部）	ジェッダ日本人会

に、

名称	位置	設置者
サウジアラビア国ジッダ	連合王国ロンドン	英国ロンドン

に、

名称	位置	設置者
ジェッダ日本人学校（小学部及び中学部）	連合王国サセックス	英国サセックス

に、

名称	位置	設置者
ヴェネズエラ国ミランダ	ベネズエラ国ミランダ	パラグアイ国アスンシオン

に、

名称	位置	設置者
ベトナム国ホーチミン	ヴィエトナム国ホーチミン	連合王国ウェクサム

に、

名称	位置	設置者
タイ国シラチャ	タイ国シラチャ	カン有限会社（THE KANG CO., LTD）

に、

名称	位置	設置者
タイ国バンコク	タイ国バンコク	ジョスイカンエデュケイションカンパニー（Josuikan Education Co., Ltd）

に変更することを承認した。